5　結論
以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。
第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　宮城県本吉郡南三陸町役場
第6　収用又は使用の手続が保留されている起業地　宮城県本吉郡南三陸町志津川字藤の沢、字平井田、字立沢、字大上坊、字大畑、字阿曽及び字蛇王並びに歌津字白山及び字皿貝地内

○海上保安庁告示第百四号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。
平成二十五年五月七日
海上保安庁長官　北村　隆志
一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都江東区青海二丁目五番十八号
二　水路測量を実施する区域及び期間
イ　区域
(イ)　北緯三二度二五分四一秒東経一三四度〇一分五二秒の地点を中心とする半径一・〇海里の円によって囲まれる区域内
(ロ)　北緯三二度四九分東経一三三度四〇分の地点を中心とする半径〇・六海里の円によって囲まれる区域内
(ハ)　北緯三二度五二分一六秒東経一三四度四八分五〇秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内
(ニ)　北緯三三度二一分東経一三四度五六分四〇秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内
(ホ)　北緯三三度〇九分三七秒東経一三五度三四分一八秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内
(ヘ)　北緯三三度二〇分〇二秒東経一三四度一九分五七秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内
(ト)　北緯三三度二六分東経一三六度四〇分の地点を中心とする半径一・二海里の円によって囲まれる区域内
(チ)　北緯三三度四〇分一二秒東経一三六度五九分四五秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内
(リ)　北緯三四度一〇分五〇秒東経一三七度二三分一〇秒の地点を中心とする半径〇・七海里の円によって囲まれる区域内
(ヌ)　北緯三三度五二分三七秒東経一三七度三五分四二秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内
(ル)　北緯三四度〇五分〇三秒東経一三八度〇七分五九秒の地点を中心とする半径一・三海里の円によって囲まれる区域内
(ヲ)　北緯三四度五七分四三秒東経一三九度一五分四八秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内
ロ　期間　平成二十五年五月二十六日から平成二十五年六月十一日まで
三　水路測量の実施方法　音響測距装置、GPS測位装置、塩分水温深度測定装置等による海底地殻変動観測
四　航行船舶に対する安全措置
イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚
ロ　五管区水路通報第十八号（平成二十五年五月十日発行）

○関東地方整備局告示第二百五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十五年五月七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年五月七日
関東地方整備局長　森北　佳昭

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
市川市稲荷木一丁目四九八番一五から同市稲荷木一丁目四九七番一まで	前	一六七・四七メートル～一九七・〇六メートル	一〇・〇〇九キロメートル
	後	一六七・四七メートル～一九七・〇六メートル	一〇・〇〇九キロメートル

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百九十八号
(三)　道路の区域
区間　市川市稲荷木一丁目四九八番一五から同市稲荷木一丁目四九七番一まで
(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第二百五十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十五年五月七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年五月七日
関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市東大和田一丁目四七九番一地先から同市稲荷木一丁目四九七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年五月七日

○関東地方整備局告示第二百五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十五年五月七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年五月七日
関東地方整備局長　森北　佳昭
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
渋川市中村字久保田一二九番五から同市金井字田中七六七番一まで	前	B　一三七・四二メートル～一三七・二〇六メートル	三・七六四キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　一三七・二〇六メートル～一三七・四二メートル	三・七六四キロメートル	
		C　一三七・四二メートル～一三七・〇六メートル	一〇・九五八キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十五年五月七日
近畿地方整備局長　谷本　光司
一　施行者の名称　大阪府
二　都市計画事業の種類及び名称　北部大阪都市計画道路事業三・四・二百三―九号豊中岸部線
三　事業施行期間　自平成二十五年五月七日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　大阪府豊中市北桜塚三丁目、中桜塚三丁目地内
使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十五年五月七日
近畿地方整備局長　谷本　光司
一　施行者の名称　大阪府
二　都市計画事業の種類及び名称　北部大阪都市計画道路事業三・三・二百五―四号豊中岸部線
三　事業施行期間　自平成二十五年五月七日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　大阪府吹田市岸部中三丁目、岸部中四丁目地内
使用の部分　大阪府吹田市岸部中三丁目、岸部中四丁目地内